

大阪府監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年12月19日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置

(自立化に向けた今後の収支計画について)

監査対象機関名	財団法人大阪府文化振興財団（公益財団法人日本センチュリー交響楽団）	
監査実施年月日	平成23年1月25日から同月26日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府文化振興財団では、今後の財団運営上、スポンサーの獲得、会員の拡大等による寄付金収入の増加を実現させることが重要な課題である。</p> <p>また、寄付金収入が計画通りに伸びない可能性も十分考えられるため、収支計画の達成状況の定期的な把握と見直しを適時にされたい。</p>	<p>財団法人大阪府文化振興財団においては、公益財団法人の認定を受け、運営にあたっては、設立時に基本財産として府からの出えんを受けた資金を財源として活用するものの、大阪府から自立化し、平成23年4月に公益財団法人日本センチュリー交響楽団として新たに出発しました。</p> <p>収入確保については、財団運営上の重要な課題であることから、広く企業・団体の支援（スポンサー）を得るため、平成23年4月から寄付会員規程を整備し、会員を募るとともに、個人の理解と支援を得るため、遺贈パンフレットを作成し、複数の信託銀行とタイアップする等の取組みを開始し、スポンサーの獲得、会員の拡大による寄付金収入の増加に向けて継続的に取り組んでおります。</p> <p>また、平成23年度から、新たに福井、兵庫県での主催演奏会やNHK大阪ホールでの四季コンサートを開催し、新たな会員獲得等の支援の輪を拡げる取組みを行いました。その結果、平成23年度末で前年</p>

	<p>比、賛助会員（寄付）個人10名、法人5団体の増加。また新設のボランティア協賛（協賛金1口100万円）5口をいただくなど少しずつではありますが財団を支援する体制が整いつつあります。</p> <p>なお、楽団編成の拡大については事業及び寄付金収入の状況を見据え慎重な検討を加えることとしており、経営検討会議を設置し、理事会等で収支計画について定期的な把握と見直しを行う体制を構築しました。</p> <p>加えて平成24年度はさらに香川県、三重県での公演も現地会場との共催事業として開催し新たな市場を開拓いたします。</p>
--	--

（経営計画の進捗管理について）

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府住宅供給公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から平成23年1月14日まで</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）は平成29年度までの「自立化に向けた10年の取り組み」を着実に実行している段階であるが、計画立案後、土地信託事業の状況や大阪府が府営住宅の管理について指定管理者制度導入を検討している等、将来の公社経営に影響を及ぼす事項が発生しているため、計画を見直し、公社経営が適切に行えるよう、進捗管理されたい。</p>	<p>（新たな経営計画の策定について）</p> <p>公社は、平成13年に「経営改善計画（平成13年度から23年度）」を策定し、平成16年にはその計画を見直した「新経営計画」を策定し経営の安定化に取り組んできました。また、平成20年には「自立化に向けた10年の取り組み」を策定し、自立した経営体を目指し、借入金縮減等の目標を定め、経営改善に取り組んでいます。</p> <p>「新経営計画」の計画期間終了に伴い、「自立化に向けた10年の取り組み」を引き継いで、自立した経営体を目指しつつ、平成24年度から33年度までの今後10年間の公社の役割と方向性を明確にするため、経営理念の下、新たに経営ビジョンを定めるとともに、経営の基本方針を定めた「経営計画」を策定しました。（平成24年4月18日付公表）</p> <p>今後、耐震化の向上をはじめ、賃貸住宅のストック活用、府営住宅の指定管理者制度の導入結果なども踏まえて作成した、本「経営計画」に基づき、大阪府の住宅まちづくり政策への貢献や収益向上の取</p>	

	組みなどを実施し、さらなる経営基盤の強化と自立した経営体の確立を目指し、適切に進捗管理を行います。
--	---

(府立大学への移管に向けた取組について)

監査対象機関名	工業高等専門学校	措置した機関：公立大学法人大阪府立大学
監査実施年月日	平成22年11月15日から同年12月17日まで	
監査の結果		措置の状況
<p>大阪府立工業高等専門学校は、平成23年度に公立大学法人大阪府立大学に設置・運営主体が移管されることとなっているが、現時点では、移管によって府立高専の教育・研究の向上に関してどのような具体的な効果があるのか十分に明確化されていない。今後、府立大学の人的・物的資源の活用等について具体的な連携方策を検討されたい。</p> <p>また、移管後には公立大学法人が大学と工業高等専門学校の双方を運営することとなる中で、専攻科の運営に係るコストや大学学部との教育内容の違いなどを把握・整理し、専攻科のあり方について検討されたい。そして、従来どおり専攻科を設置するのであれば、その必要性を明確にして府民に十分な説明を行うとともに、それに即した運営を行われたい。</p>		<p>(府立大学との連携方策について)</p> <p>公立大学法人大阪府立大学の中期目標・中期計画に基づき、平成23年度計画を策定して、府立大学と教育・研究面での連携や共同して下記の事業を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員間情報ネットワークの共有 平成23年夏に高専のネットワークは府立大学のネットワークへ統合される形でリプレースしました。 2 教員活動情報データベースの構築・共有 上記リプレースに合わせて、高専教員活動情報データベースについて、府立大学の仕様を高専用に修正したシステムを平成23年度から導入しました。 3 府立大学研究室での高専学生のインターンシップ受入れ 平成23年度高専学生の受入れについて、府立大学工学部・大学院工学研究科と合意し、同年度は、本科生10名、専攻科生4名を受け入れて頂きました。 4 府立大学学術情報センターと高専図書館の連携 平成23年度から高専学生及び教職員が府立大学図書館を利用することや、所蔵図書の手配、コピーサービスなどを行っています。 5 府立大学先端研究の成果に基づく特別講義の実施 平成23年度、専攻科1年生の授業において、府立大学学長をはじめ3名の先生が先端研究に関する特別講義を行って頂きました。

	<p>た。</p> <p>6 府立大学地域連携研究機構と高専地域連携テクノセンターの連携（専任コーディネーターの高専への配置 [週1～2回]）</p> <p>府立大学と連携しての地域貢献の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都・島本・高槻産学公連携事業へ府立大学と高専が連携して展示 ・ 高専の産官学交流会(H23.8)において、府立大学植物工場のブース紹介パネルを展示し地域企業への周知・PR活動 ・ 高専経由で府立大学への技術相談（2件） ・ 高専経由で府立大学植物工場見学依頼 ・ 電気自動車の開発プロジェクトを府立大学と高専で打合せ
--	--

(物品の管理事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>工業高等専門学校 措置した機関：公立大学法人大阪府立大学</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月15日から同年12月17日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>(1) 備品管理について</p> <p>大阪府立工業高等専門学校では、備品の現物と出納簿が一致しないものが多数にのぼっていることから、抜本的な意識改革と物品管理体制の構築を行うこととされたい。</p> <p>また、平成23年4月の府立大学への運営移管の際には、正確に備品引継を行う必要があるため、遺漏のないよう照合等の作業を行われたい。</p> <p>さらに、不存在の理由を十分調査せず不用決定が行われているものや保証期間中のものが不用決定されていることから、再度調査して必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 消耗品管理について</p> <p>パソコンは、盗難等に遭いやすく、また、紛失により個人情報流出するなどのリスクがある。よってパソコンについては</p>	<p>(1) 備品管理について</p> <p>平成23年4月1日から、法人の規程に基づき、次のとおり適正な管理を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府から承継した備品のうち固定資産・小額備品として管理するものについては、経営企画課に物品データを送付し、それを基に資産管理システムにより資産台帳に登載されており、その後、経営企画課から送付された備品ラベルを会計課担当者と使用者の教員とで現物を確認したうえで貼付済です。 ・ 平成23年度に取得した固定資産・小額備品については、財務会計システムによる購入手続と連動して資産管理システムにより資産台帳に登載され、納品時に会計課担当者と使用者の教員とで現物を確認しており、その後、経営企画課から送付された備品ラベルを貼付しております。 	

消耗品扱いのものであっても、ラベルの貼付や管理簿の作成など厳正に管理することとされたい。また、パソコン同様、消耗品であっても厳正な管理を要する品目の有無を洗い出し、適切な管理を検討することとされたい。

- 物品の使用者・設置場所の変更及び除却をする場合には、使用者の教員から会計課担当者に連絡し、担当者が現物を確認して、資産管理システムに入力したうえで、財産使用責任者（事務局次長）から財産管理役（府立大学経営企画課長）に報告しております。
- また、物品の管理状況について、年2回（上期・下期）実査を行うこととなっており、会計課担当者が資産台帳の記載内容について使用者の教員の確認を受けたうえで現物との照合を行い、その結果を財産使用責任者（事務局次長）から財産管理役（府立大学経営企画課長）に報告しております。併せて、管理状況に異動がある場合は、変更及び除却についても報告しております。

(2) 消耗品管理について

パソコンの紛失は、個人情報流失等のリスクがあることから、台帳（管理者、製造番号等記載）を作成して管理しています。

また、消耗品については、公立大学法人大阪府立大学の会計規程並びに物品検収取扱要領に基づき納品時に会計課担当者が使用者の教員とともに現物確認を行うなど、適正な管理を行っています。

なお、1点（個）または1式の取得価格が10万円以上50万円未満の物品については、小額備品等管理要項に基づき、小額備品管理システムにより適正な管理を行っています。

(今後の事業展開に関する計画について)

監査対象機関名	財団法人大阪みどりのトラスト協会	
監査実施年月日	平成23年11月9日から同年12月16日まで	
	監査の結果	措置の状況

財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）は、緑の募金事業と自然環境の保全事業を実施しているが、今後の事業展開や自主事業による収入の確保などの重要な方針について、実績対比を行い、経営を評価できるような具体的な収支計画が作成されていない。府からの補助金が年々削減傾向にあり、トラスト協会による自然環境保全事業が縮小されている中、以下の課題に取り組まれない。

(1) 短期的課題

自然環境保全事業の主な収入源である府からの補助金は、平成18年度には69百万円であったが、管理費を含めた事業活動支出（緑の募金を除く。）の2分の1を補助金算定対象にするなどの変更もあり、平成22年度には24百万円へと年々削減されている。トラスト協会は、職員数を減らすなどして人件費の削減に努めているものの、事務費はほぼ変わらない水準で推移している。

平成22年度においては支出49百万円のうち、管理費（人件費及び事務費）に対する支出が38百万円と8割を占め、自然保全のための直接支出である事業費11百万円を大幅に上回っている。また、単年度収支差額は10百万円の赤字、次期以降への繰越収支差額は3百万円のマイナスを計上するに至っており、事業収入の中で支出を賄い切れていない。

限られた資金を本来の事業に有効に活用できるよう、例えば、他の団体と共同事務化を図るなど管理費の節減に努められたい。

(2) 中長期的課題

自然環境を保全する事業は、府の環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課においても実施している。トラスト協会が自然環境保全事業費を府の補助金に大きく依存している中で、府とは別の組織として存続するためには、トラスト協会が果たすべき役割を明確にし、自主事業による収入をよ

（短期的課題について）

限られた資金を本来の事業に有効に活用できるよう、平成24年度より職員を1名減員としました。

また、事務所賃料については、家主と応談の上共益費を減額し、人件費・共通経費計約400万円（前期比約11%）減額しました。

（中長期的課題について）

府の助成対象自然環境保全事業と協会の自然保護自主事業の明確化を図るため自主資金計画を策定しました。

また、トラスト協会の担う事業の有用性を実証するため中長期計画及び運営指針を策定し、平成24年6月15日の理事会で承認を受けました。

平成24年度からは、府とトラスト協会による会議の場を月1回設け、事業の進捗状況の確認や情報共有等を図ることとしました。（出席者：みどり・都市環境室 自然環境グループ課長補佐・総括主査、トラスト協会事務局職員。）

また、事業（助成含む）活動実績や評価と経年比較の資料を作成し、期中及び期末にみどり・都市環境室に対して報告を行い、適時、指導を受けるようにしました。

<p>り強固に確保するなどによって、別組織として維持することの存在意義が府民に納得できるものでなければならない。</p> <p>トラスト協会は平成24年4月から、新公益財団法人として新たなスタートを予定しているが、そこでは府とトラスト協会、それぞれ担う機能、果たすべき役割の違いや存在意義を明確にした上で、今後の事業に係る計画を立案し、実績と比較報告することによって、事業の存続意義や有効性を府民に説明できるようにすべきである。</p> <p>また、毎年、府は資金の使途だけでなく、計画と実績の比較を行い、トラスト協会の存在意義も含めて検討を行うべきである。</p> <p>(なお、この意見は環境農林水産部みどり・都市環境室に対する意見とする。)</p>	
---	--

(緑の募金事業と自然環境保全事業との区分経理及び管理体制について)

監査対象機関名	財団法人大阪みどりのトラスト協会
監査実施年月日	平成23年11月9日から同年12月16日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪みどりのトラスト協会は、緑の募金事業と自然環境保全事業の二つの事業を行っているが、このうち緑の募金事業については、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」第9条により、その他の事業に係る経理とは明確に区分することが定められ、募金収入を森林整備等の推進を目的として適切に使用することが求められているところである。</p> <p>しかし、この観点において、緑の募金事業の区分経理及び管理体制に以下の課題が確認された。</p> <p>(1) 緑の募金事業の資金余剰で、自然環境保全事業の資金不足を賄っている。</p> <p>(2) 緑の募金事業の返戻金が自然環境保全事業の収入として計</p>	<p>緑の募金事業と自然環境保全事業との区分経理及び管理体制については、経費の混同や口座の区分混合が発生しないように、自然環境保全事業、緑の募金事業及び法人会計に明確に区分しました。</p> <p>また、共通経費等については、それぞれの費用案分を策定しました。</p> <p>現金収入についても牽制機能が働く内部統制の整備構築等について、緑の募金回収手順書とチェックシートを作成し、4月25日の理事会にて報告し、実施しています。</p> <p>今後、緑の募金事業と自然環境保全事業の資金と混同しないよう適切な管理を行うよう努めます。</p> <p>また、募金の回収事務についても盗難・不正等の防止に努めます。</p>

<p>上されている。</p> <p>(3) 預金口座が区分管理されていない。</p> <p>(4) 共通経費について、明確な案分基準が定められていない。</p> <p>(5) 募金の回収業務において、盗難・不正等を防止する体制の構築が不十分である。</p> <p>緑の募金事業と自然環境保全事業に使用する資金がそれぞれ混同されないよう、収入及び共通経費の合理的な按分基準を定め、預金の区分管理、現金収入に対しての牽制機能が働く内部統制の整備構築等、より適切な管理体制を構築するよう努められたい。また、緑の募金事業を明確に区分管理できるように、特別会計を設けられたい。</p>	
---	--

(資金運用とガバナンスについて)

監査対象機関名	財団法人大阪みどりのトラスト協会
監査実施年月日	平成23年11月9日から同年12月16日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「トラスト協会」という）の基本財産及びトラスト基金は、自然環境の保全の目的で集められた寄付によって構成され、その資金の管理に当たっては、できる限りリスクを避け、寄付目的に合致する事業に資金を投入できるよう、安全かつ確実な運用を基本とする必要がある。</p> <p>しかしトラスト協会では、償還期間が長期にわたり、受取利息及び償還元本が為替の変動により著しく変動する仕組債に120百万円の資金を運用して含み損が発生し、年々の運用益を全く獲得できていない銘柄があるなど、基金の設置目的が果たされているとは言い難い。</p> <p>そもそも、資金運用規定が不十分で、基本財産の運用規定のみが、当初の仕組債を購入した後に設定され、基金については現在に至るまで資金運用規定がない。</p>	<p>(資金運用に係るガバナンス体制の整備及び運用について)</p> <p>ガバナンス体制については、平成24年2月22日に開催した臨時理事会で、監査委員意見を報告の上、仕組債の現状を説明し、公益財団法人新理事会にて資金運用に関する規程を作成することを報告し、承諾を得ました。</p> <p>それにより、平成24年4月25日及び6月15日に理事会を開催し、トラスト協会運営に関する諸規程を議案として提出し、承認を得ました。</p> <p>資金運用に関しては、6月15日開催の理事会で承認を得た「財産運用規程」で運用のモニター及び理事会・評議員会への報告について規定しました。</p> <p>(会計上の保有目的に応じた区分及び評価について)</p> <p>平成23年度決算において、仕組債の時価情報を貸借対照表及び財務</p>

そして、より安全性の高い運用が求められる基本財産として、受取利息及び償還元本が為替の変動により著しく変動する仕組債が購入されていた。

また、仕組債を基本財産として取得後、トラスト基金へ振り替えられていたが、意思決定の過程が明らかにされていない。

基本財産及び基金における資金運用について、安全かつ確実な運用を基本とするためには、以下の対処をすべきである。

1 資金運用に係るガバナンス体制の整備及び運用

(1) 基本財産、運用財産、基金や特定資産など、それぞれの性質に応じた目的・運用方針・取崩要件などを定めた資金運用規定を整備すること。

(2) 実際の資金運用の起案・実行承認にあたっては、意思決定過程が明確になるよう文書に残すこと、かつ、重要な意思決定は、理事会においても報告・承認を行い、議事録を残すこと。

(3) 有価証券台帳を整備し、基本財産及びトラスト基金については、明確に区分して管理すること。

2 会計上の保有目的に応じた区分及び評価

公益法人会計基準及び運用指針に準拠して、每期有価証券の区分に応じた評価を実施し、資金運用状況に係る情報を決算書で明瞭に開示すること。

諸表に対する注記にて開示しました。

2 指摘事項に対する措置

ア 出納その他の事務

(財務諸表等について)

監査対象機関名	財団法人大阪国際平和センター	
監査実施年月日	平成23年11月24日から平成24年1月13日まで	
	監査の結果	措置の状況
	財団法人大阪国際平和センターが作成した平成22年度の財務諸	財務諸表等の不備、会計処理の誤りについては、過去3年間の財務

<p>表等を点検したところ過去の会計処理の誤りと考えられる財務諸表等の不備や公益法人会計基準に準拠していない会計処理が多数見受けられた。これらは単純な経理上の誤りと考えられるため、法人の経理事務の強化を図り、過去3年間程度の財務諸表等を点検し適正な是正を図られたい。</p> <p>また、法人の会計を監査する監事は、寄附行為で2名と定めているが、1名となっており、寄附行為に反しているため、速やかに是正し、法人ガバナンスの強化に努められたい。</p>	<p>諸表等を点検し、指摘のあった事項に関しては、過年度からの処理の誤りであったため、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書について、平成23年度決算で反映させました。それ以外の項目については、会計処理の誤りはなく、適切に作成していることを確認しました。</p> <p>経理事務については、現人員体制で取り組んでいきますが、今後も公益法人会計基準等の知識習得に努め、また研修会等に積極的に参加し、体制強化を図ります。</p> <p>欠員となっていた監事1名については、平成24年6月29日に開催した評議員会において選任し、大阪府知事の承認を受けました。</p>
---	--

(旅費の支給事務について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成23年12月5日から同月9日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立工業高等専門学校における管外出張の旅費支給事務において、パック商品を利用したにもかかわらず、航空賃について普通運賃で支給したこと等のため過払いとなっているとともに、支払いを証明するに足る資料の添付のないもの及び誤って旅費の調整を行ったため支給不足が生じているものがあつた。</p> <p>また、公立大学法人大阪府立大学における旅費支給事務において、申請額と異なる金額の宿泊料を支給したため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>大阪府立工業高等専門学校の旅費の過払いについては、パック商品の領収書の再発行を受け、過支給額を返納させました。</p> <p>また、支給不足については、再計算の上、追給しました。</p> <p>今後、航空機を使用する出張に当たっては、旅行前に航空運賃が判明する見積書等の提出を求めるとともに旅行後に領収書等の提出を求める等チェック体制を強化し、法人の規程等に基づく適正な旅費の事務執行に努めます。</p>

(固定資産の寄付收受について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成23年12月5日から同月9日まで	
	監査の結果	措置の状況
	大阪府立大学後援会及び大阪府立大学獣医学友会が公立大学法	大阪府立大学後援会及び大阪府立大学獣医学友会から寄附を受けた

<p>人大阪府立大学のために整備した固定資産について、公立大学法人大阪府立大学固定資産管理規程に基づく寄附収受の手続が行われていないものがあった。</p>	<p>寄附物品について、公立大学法人大阪府立大学固定資産管理規程に基づき、平成24年3月28日に寄附収受の手続を行いました。</p> <p>なお、寄附物品のうち、資産に該当するものについては平成23年度において、資産計上を行いました。</p> <p>また、再度寄附物品の収受の際の手続について、各所属へ周知徹底を行いました。</p>
---	--

(法人ガバナンスについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月28日から平成24年1月20日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）の理事会の開催状況及び出席状況について確認した結果、平成20年度から平成22年度までの過去3年間で全理事の書面評決によった理事会が全22回中11回あった。社会福祉法人定款準則（以下「定款準則」という。）では、理事会は「理事総数」の3分の2以上の出席がなければその議事を開き、議決することができないとされ、原則として全理事の出席を前提としており、理事が一名も出席せず、書面表決で開催される理事会は想定範囲外である。</p> <p>また、定款準則では、理事会に出席できない理事については、その議決権をほかの理事に委任することはできないとされているが、法人の理事会では、平成23年3月開催の第128回理事会まで、欠席の理事が提出した委任状は、議長に全議案を議決する一切の権限を委任したものとなっており、当該委任状による欠席者を除くと理事が出席した理事会の内、理事会の成立要件（理事総数の3分の2の出席）を充たしていないものが3回あった。</p> <p>一連の経過を鑑みるとこのような理事会の開催は違法と言わざるを得ず、このような理事会で決定された決議事項については無</p>	<p>当法人では、定款施行細則第7条第1項に、「理事長は、軽易な事項又は緊急の処理を要する事項について、書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に変えることができる。」と定めており、これにより、書面のみによる理事会を開催してきました。これについては、今回の指摘を受けて、平成24年3月27日開催の第137回理事会において、理事会における書面による表決の条項を削除する旨の定款施行細則の改正を行いました。今後は、理事会の書面のみによる審議は行わず、必ず開催することとします。</p> <p>平成20年度から平成23年度において書面により開催した理事会及び出席理事数が議決要件を満たしていなかった理事会の議決については、平成24年5月28日開催の第138回理事会において、当該期間の理事会での議決内容を改めて議案とし、経緯を説明した上で承認を得ました。</p> <p>理事については、8人のうち5人については外部から選任していません。今後とも、全理事が出席できるよう開催日の調整を行い、これにより、外部性という目的を達するように努めます。</p>

<p>効と言わざるを得ない。</p> <p>さらに、理事については、「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長）に基づき選任されているものの、理事の内、他法人の理事等の出席状況は良好とは言えず、外部性という観点機能が機能しているか、また、国が通知した趣旨が達成できているか疑問であった。</p> <p>これらの状況に至った経過と責任を明らかにし、是正すべきものについて必要な措置を図られたい。</p>	
--	--

（金剛コロニー管理運営業務委託料について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団
監査実施年月日	平成23年11月28日から平成24年1月20日まで

監査の結果	措置の状況
<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）は指定管理者として大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営管理を行っている。指定管理に係る運営経費の範囲は、金剛コロニー施設の人件費、事務費、事業費及び事業運営に当たって必要な固定資産の取得並びに法人本部の人件費及び諸経費の一部などであるが、その経費の範囲について確認したところ、経費に含める根拠が不明確なものがあつた。</p> <p>その背景には、福祉制度及び地方自治法の改正並びにそれに伴う大阪府の施策の方向性の変更などによって、従来委託料の対象経費としてきたものがその範囲から除外されることにより、法人にとって不利にならないよう、法人と大阪府の間でその都度協議されてきた経緯がある。</p> <p>当該経費には、適切に経理処理した上で指定管理経費の範囲に含めるべきもの以外に、明らかに金剛コロニーの管理運営委託料として支出するのは不適切なものや大阪府から交付されている他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 人件費について 委託料にかかる本部職員人件費については、府立施設と団立施設へのそれぞれの関与を明確に区分するとともに、両施設の事務を兼務する職員人件費については、それぞれの施設に専従する職員の人件費比率で按分することとします。以上の取扱いについては、府所管課との間で覚書を締結し、平成23年度の精算から反映することとしました。 2 他の補助事業及び委託事業に係る経費について 発達障がい療育等支援事業及び地域移行支援センター事業については、平成23年度で事業を終了しました。 両事業と金剛コロニー管理運営委託事業との負担区分について、管理運営委託契約に基づく協議を行い、平成23年度の精算に反映しました。 3 将来の施設整備のための原資の積立について 施設整備基金積立金については、平成24年3月に大阪府と当事業

<p>の補助金や委託料で精算されるべきものなどが混在しており、このことは、金剛コロニー管理運営業務基本協定書や金剛コロニー管理運営業務契約書において明らかにされていない。</p> <p>これらについては法人と大阪府の間の協議により取り決められたとのことであるが、なんら覚書などの文書もなく指定管理経費の範囲に含められること自体、客観性を欠き、公金を投入されていることに鑑みれば、非常に不適切と言わざるを得ない。</p> <p>法人が指定管理者として行う金剛コロニーの管理運営業務に係る契約期間は平成29年3月31日までとなっているが、早急に大阪府と協議し、経費の範囲の考え方を整理し、指定管理期間について適切に事務の執行が行えるよう改善されたい。</p> <p>(なお、当事案については、平成23年度上半期の本庁監査において、大阪府福祉部に対する意見としているものが含まれているが、追加した事項については大阪府福祉部に対する指摘事項とする。)</p>	<p>団との間で、その目的や用途を示した協定書を締結しました。</p> <p>また、施設整備基金積立金については、金剛コロニー再編整備計画を推進するための施設整備費用を府と事業団で負担しますが、府の負担分については、委託料収入ではなく施設整備基金積立資金収入費目での収入としました。</p> <p>4 他施設で使用しているマイクロバスについて</p> <p>他施設で使用しているマイクロバスの平成23年度のリース料金については、事業団で経費負担しました。</p>
---	---

(金剛コロニー管理運営業務委託料について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>措置した機関：福祉部障がい福祉室</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月28日から平成24年1月20日まで</p>	
<p>監査の結果</p>		<p>措置の状況</p>
<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）は指定管理者として大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営管理を行っている。指定管理に係る運営経費の範囲は、金剛コロニー施設の人件費、事務費、事業費及び事業運営に当たって必要な固定資産の取得並びに法人本部の人件費及び諸経費の一部などであるが、その経費の範囲について確認したところ、経費に含める根拠が不明確なものがあった。</p> <p>その背景には、福祉制度及び地方自治法の改正並びにそれに伴う大阪府の施策の方向性の変更などによって、従来委託料の対象</p>		<p>金剛コロニー管理運営業務委託にかかる経費について、経費の範囲、支出の方法等を整理した上で、事業団と協議等を行い、覚書を締結しました。</p>

経費としてきたものがその範囲から除外されることにより、法人にとって不利にならないよう、法人と大阪府の間でその都度協議されてきた経緯がある。

当該経費には、適切に経理処理した上で指定管理経費の範囲に含めるべきもの以外に、明らかに金剛コロニーの管理運営委託料として支出するのは不適切なものや大阪府から交付されている他の補助金や委託料で精算されるべきものなどが混在しており、このことは、金剛コロニー管理運営業務基本協定書や金剛コロニー管理運営業務契約書において明らかにされていない。

これらについては法人と大阪府の間の協議により取り決められたとのことであるが、なんら覚書などの文書もなく指定管理経費の範囲に含められること自体、客観性を欠き、公金を投入されていることに鑑みれば、非常に不適切と言わざるを得ない。

法人が指定管理者として行う金剛コロニーの管理運営業務に係る契約期間は平成29年3月31日までとなっているが、早急に大阪府と協議し、経費の範囲の考え方を整理し、指定管理期間について適切に事務の執行が行えるよう改善されたい。

(なお、当事案については、平成23年度上半期の本庁監査において、大阪府福祉部に対する意見としているものが含まれているが、追加した事項については大阪府福祉部に対する指摘事項とする。)

(工事原価計上の期間帰属について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社	
監査実施年月日	平成24年1月6日から同月12日まで	
	監査の結果	措置の状況
	大阪府住宅供給公社の中央管理センターの工事案件について確認した結果、平成23年3月までに工事検査が完了しているにもかかわらず、平成22年度の費用とせず、平成23年度の費用として処	大阪府住宅供給公社は「地方住宅供給公社会計基準」及び「大阪府住宅供給公社会計規程」に基づき発生主義による費用計上を行うこととしていますが、工事原価の計上に関しては、請求書の受領日として

<p>理されていた事案があった。</p>	<p>いたため、発生主義による費用計上が徹底されていませんでした。</p> <p>平成22年度に工事完了したにもかかわらず、平成23年度に費用計上されている案件を調査したところ、1,018件、約6千万円が適正に処理されていませんでした。</p> <p>現在、小額工事を含む全ての工事の検査完了日と請求日が把握できるようシステムを改良し、発注担当部署及び本社が検査完了しているにもかかわらず、未請求となっている工事の確認を行い、請求の督促や場合によれば請求書受領回数を増すなど、工事原価が適切な期間に計上されるように徹底しました。</p> <p>また、平成24年1月に施設課長会議をはじめ、3月末までに工事を発注する職員及び全職員にシステムの運用方法、再発防止について周知徹底しました。</p>
----------------------	--

3 指示事項に対する措置

ア 歳出関係

(少額随意契約に係る事務処理のあり方について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>工業高等専門学校 措置した機関：公立大学法人大阪府立大学</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月15日から同年12月17日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>工事請負契約において、少額随意契約の限度額（250万円）と同額で予定価格が設定され、業者からの見積金額、契約金額も同額のものがあった。</p> <p>この契約の予定価格算定の根拠資料は保管されていない。また、契約締結業者が提出した見積金額は「諸経費」の項目で端数調整を行うことにより、税込250万円となっている。</p> <p>今後は、以下の点について留意し、業務執行されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算根拠・経過や随意契約を選択した理由などを書面に記録保存すること。 ・ 予定価格が限度額と同額に近い案件の場合には一般競争入 	<p>大阪府立工業高等専門学校は、平成23年4月から公立大学法人大阪府立大学に設置・運営主体が移管され、同法人の会計規程等に基づき業務を行っており、随意契約予定価格の妥当性、契約手続の客観性、公正性、公平性、競争性の確保について、次のとおり改善し、適正な事務執行に努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格の積算根拠等の保存 指摘を受け、予定価格の積算根拠・経過や随意契約を選択した理由書などを書面で保存しました。 2 予定価格設定の妥当性の確保 今年度から工事費等の積算(予定価格を含む)に当たっては、府 	

<p>札を行うことが望ましいので、その実施要否を検討すべきこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約限度内の案件について随意契約を行う場合であっても、見積業者をできるだけ多く確保することにより競争性、公平性を確保することや、予定価格の積算者と見積依頼者を分けるなど公正性の確保にも配慮すべきこと。 	<p>立大学の経営企画課施設室とも連携し、適正な価格設定を行っています。</p> <p>競争性・公平性の確保については、22年度で措置済み（平成23年2月28日付け教委財第1897号）</p>
---	--

イ 出納その他の事務

(家賃・駐車場使用料に係る債権管理体制について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府住宅供給公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から平成23年1月14日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>府営駐車場使用料の債権管理体制については、過去の経緯から、大阪府住宅供給公社及び大阪府のそれぞれにおいて十分に管理できていない面があり、収納率をより改善し債権管理を適切かつ効果的に行うという観点から、大阪府と一体的に検討し整理されたい。</p> <p>また、大阪府住宅供給公社における債権管理方法について、組織的に実施できるよう、正式な債権管理規程等を整備するとともに、滞納債権の回収促進や発生防止策について検討する場を設けられたい。</p>	<p>(公社の債権管理方法について) 措置報告済み</p> <p>(府営駐車場使用料の債権管理体制について) 措置報告済み</p> <p>(滞納債権の回収促進や発生防止策について) 滞納債権の回収促進については、「家賃滞納及び退去精算金の督促・回収フロー」を平成23年度にマニュアル化したことにより、滞納督促担当者が平準化された督促ができるとともに各滞納督促担当者のレベルアップを図っています。</p>	

(担保評価額について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府地域支援人権金融公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年2月9日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>平成22年度末現在の貸倒引当金の計上額について確認したところ、引当金の計算に必要な担保評価額の金額について、担当者以外による確認がなされておらず、誤った金額によって計算がなさ</p>	<p>本件については、指示事項のとおりであり、担当者が判定会議の結果を貸付金管理システムに入力する際、転記ミス（入力ミス）をしたものです。この結果、貸倒引当金の計上が不足していました。計上不</p>	

<p>れた結果、貸倒引当金71,815千円の計上不足が生じていた。</p> <p>貸倒引当金の正確性を確保するため、担保評価額については、判定会議の金額と貸付金管理システム上の金額の一致を担当者以外の者が確認されたい。さらに、毎年実施される担保評価額の再評価についての計算とその入力についても担当者以外の者が確認されたい。</p>	<p>足分については、平成23年度決算において修正し、前々期末残高12億9,698万5千円に、不足額7,181万5千円を加え前期回収分を控除した引当額3,022万6千円を加えて、前期末引当金合計価額13億2,721万1千円としました。</p> <p>また、今後、同様の転記ミスが生じないように、担当者以外の複数の者がチェックすることとしました。</p>
--	---

(長期借入金について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府地域支援人権金融公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年2月9日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>準消費貸借契約公正証書によると、大阪府からの長期借入金については、平成23年度において6,452,430円返済する契約となっているが、貸借対照表上、固定負債の「長期借入金」として表示されているため、流動負債の「1年以内返済予定の長期借入金」に計上するよう、修正されたい。</p>	<p>本件については、指示事項のとおり、平成23年度決算書の貸借対照表に、流動負債「1年内返済予定の長期借入金」として計上しました。</p>	